

八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例施行規則新旧対照表

改正案		現行	
別表第3（第162条関係）		別表第3（第162条関係）	
項目	開発事業の技術基準	項目	開発事業の技術基準
3 条例別表第4の3敷地面積の最低限度の項の(2)の規則で定める良好な住居等の環境の形成又は保持のため支障がないもの	略	3 条例別表第4の3敷地面積の最低限度の項の(2)の規則で定める良好な住居等の環境の形成又は保持のため支障がないもの	略
4 条例別表第4の4雨水流出抑制施設の項の(1)の規則で定めるもの	(1) 一団の土地について住宅の建築を目的として土地の区割りをを行う宅地分譲 (2) <u>特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）に基づく雨水貯留浸透施設のうち、条例別表第4の4(1)による施設と比較して雨水の流出抑制量が大きい施設を設置する開発区域</u>	4 条例別表第4の4雨水流出抑制施設の項の(1)の規則で定めるもの	<u>一団の土地について住宅の建築を目的として土地の区割りをを行う宅地分譲</u>
5 条例別表第4の5排水施設の項の(1)の規則で定める下水道排水設備	略	5 条例別表第4の5排水施設の項の(1)の規則で定める下水道排水設備	略